



# 日本における情報プライバシー権 と個人データ保護 (話題提供)

慶應義塾大学  
山本龍彦

# イントロダクション：3つの「思考実験」

—常に「接続」した世界（CPS）において

## A. 「壁」と私生活

**過去：**私生活の平穏（くつろぎ）を確保したいならば、自室へと移動し、外界とのかかわりを遮断すればよかった。それでも不安ならば、自室での行動が外界に漏れないように、自室の壁を（防音壁を導入するなどして）物理的に強化することもできた。

**現在（近未来）：**自室に籠っても、また自室の壁を物理的に強化したとしても、自室での行動は、端末を通じてまさに情報・データとして外部へと送信され、常に自らの知らぬ「他者」と共有される。

※自室内でリラックスしてこっそり動画を視聴したい。しかし、その情報は、動画配信事業者等とは必然的に共有される。さらに、事業者等のセキュリティが脆弱だと、「自室」でこっそり視聴する意味がなくなる。

★常時接続の世界においては、完全なプライバシーは「ない」。  
情報は常に誰かと共有されている（知られている）。

## 「プライバシー」とは何か？

→誰と共有するかを決定すること。共有範囲の選択？

+ 共有先の「構造」

※1 自室で動画を視聴する。その情報を、配信事業者Xを超えて広告事業者とは共有したくないという「選択」

※2 事業者Xが、情報主体が「選択」した範囲を超えてデータを外部に開示しない仕組み（安全管理措置）

※3 自室に籠る（過去）→データ共有先の「選択」、自室の壁の強化（過去）→データ共有先のアーキテクチャ（に依存）

→人為的に構成される「くつろぎ」（プライバシーは、自然的には確保されない。共有範囲のデザイン）

## B. カーナビにおける「個人」と「全体最適」 (大屋雄裕)

**過去**：その車が最短で目的地に着くルートを提示

**近未来 (AI)**：(各カーナビが高度につながり、データフローが最大化していくと) 道路の全体状況にとって最善のルートを提示 (全体最適、社会的厚生)

★大屋は、近未来には、カーナビは「個別性」を失い、全体システムの一部となると指摘 (個々のカーナビは個別性を失い、単なる「端末」となる)  
→なめらかにつながることは、全体最適を生む。しかし、個別性は相対化し、個人の (個人としての) 幸福追求は難しくなる (全体最適か、個人か)。

※高齢者施設における全体最適と個人

→「全体最適」のためには高齢者を常時監視することが合理的で効率的 (施設のマンパワーや怪我等の予防)。しかし、ある高齢者Xは、常に「見られたくはない」。Xは、監視は自らが「客体」(モノ or データ) として扱われているように感じる (尊厳を毀損されている感覚)。

→なめらかにつながることの公益性 (社会的厚生) と、個人の意思 (決定) が対立。

※最近の風潮?? : 「接続されることを望まない異教徒も含め、すべてをデータフローのシステムにつなぐこと」、「ますます多くの媒体と結びつき、ますます多くの情報を生み出し、消費すること」が「戒律」となり、データフローの阻害が「最大の罪」(Harari) →「個人」の行方?

## C. 「泳げないプール」論と、民主主義

① Yは自らの（何らかの）理由から、Xらが「泳げる」ようになることは不都合。そこで、あえて泳げない構造のプールを作った。Xらは、当然、泳げない。このとき、Yは、「Xらは泳ぐ能力がないのだから、泳ぐことを諦めるべきだ」と主張できるか？

→近年の「同意」批判と「泳げないプール」論の類似性

→重要なのは「泳ぎやすいプール」を作ることでは？

②確かに、人間の限定合理性の観点から、全員がデータの利用目的等を正確に理解し、実質的に同意することは困難。では、「同意」は不要と考えるべきか？

→全員が政党や候補者のマニフェスト（“ポリシー”）を読んで、その政策を正確に理解し、実質的な政治的自己決定を行っているのか？

→もし、「そうではない」とすれば、それを理由に選挙権（政治的自己決定）を停止すべきなのか（プラトンの統治？、パターンリズム）

# Q1 個人情報保護法（制）は、プライバシー（権利・利益）を守るものか？

## ○個人情報保護法の目的

・同法1条：「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」

→有用性 = 権利保護の等価値説もあるが、多数説は「個人の権利保護」こそが同法の「最重要の目的」（宇賀）ないし「主目的」（園部 = 藤原）。

※「いわゆる過剰反応対策でこの法律は有用性に配慮しているということが強調され、私自身もそういつてきたところですが、だからと言って、原理原則から離れていいということにはならないはずです」（2008年の雑誌対談において、藤原）

## ○閣議決定（基本方針）

・「〔個人情報〕法は、……〔個人情報〕法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的として〔いる〕」（平成16年「基本方針」）

※個人情報法3条：「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」

・「法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下……」（令和4年「基本方針」）

→個人情報法の目的規定に挙げられる「個人の権利保護」は、「個人の人格的、財産的な権利利益」全体を包含しつつも、「プライバシー〔が〕その主要なものとされる」（園部＝藤原）

## ○日本「的」思考—EUとカリフォルニア州を参照軸に

日本では、プライバシーと個人情報（データ）保護が密接に関連（イコールではないにしても）

→判例上も「私生活上の自由」と個人情報の保護とは分かち難く結び付けられてきた（住基ネット判決は、「私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を……」と述べる。その他、江沢民講演会事件判決）

※思考実験A参照（常時接続社会においては、「プライバシー」は個人データの流通デザイン〔人為的デザイン〕の問題）

But EUでは、（伝統的）プライバシーと個人データ保護を峻別する傾向も。他方で、カリフォルニア州は、ある意味で日本的（「プライバシー権法」の内容は、データ保護法）。

# ※2020年カリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act, CPRA）

## 2条 事実認定および宣言（Findings and Declarations）

「（A）1972年、カリフォルニア州有権者は、すべての人の『不可侵の権利』のなかにプライバシーの権利を含めるためにカリフォルニア州憲法を改正した。有権者は、現代社会におけるデータ収集と利用の増加により、個人の自由と安全が急速に侵害される状況に対応して行動した。この改正は、すべてのカリフォルニア州民にとって法的で、かつ強制力のある憲法上のプライバシー権を確立（established）するものであった。このプライバシー権の核心は、自らの『個人情報』の利用（販売を含む）をコントロールする個人の能力にある

*(Fundamental to this right of privacy is the ability of individuals to control the use, including the sale, of their personal information)* 」

## 3条 目的

「（1）消費者は、誰が自己および子どもの個人情報を収集しているのか、いかに利用されているのか、誰に提供されるのかを理解し、事業者における自己および子どもの個人情報の利用に関して実質的なコントロールを行使するために必要な情報を得るべきである」。

「（2）消費者は、自己情報の利用についてコントロールできるべきである（Consumers should be able to control the use of their personal information）」。

# Q2 そのプライバシーの権利・利益とは何か？

## ○ 個人情報3条と憲法13条

→ 個人情報法は、憲法13条に基づくプライバシー権の解釈の影響を受けうる（憲法適合的解釈）。

## ○ 憲法上のプライバシー権論（第1期～第4期）

・ **第1期：私生活秘匿権**（「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」。宴のあと事件判決）

・ **第2期：自己情報コントロール権**：「自己の存在にかかわる情報を『どの範囲で開示し利用させるか』を決める権利」（佐藤幸治）。「家族」単位から「個人」へ

※「〔佐藤幸治が牽引した〕自己情報コントロール権は、ドイツの情報自己決定権との類似性を想起させる」（村山淳子）。

・ **第3期：アーキテクチャ志向型自己情報コントロール権**：「個人の実質的な決定・選択（コントロール）を本質的な要素としつつ、かかる決定・選択を可能にするためのUIやUXと、本人の決定・選択を担保し、実効化するためのシステム構造・アーキテクチャを法的に求める」（バイ・デザインの思考＋自己決定）

→ 思考実験A～C参照

・ **第4期：代表的なものとして、「自己情報の適正な取扱いを受ける権利」（音無知展）**

## ○第3期と第4期の「争点」と報告者が考えるもの

・第4期は、憲法31条以下の諸権利とのアナロジーを用いる（被疑者・被告人の権利：彼らはそこから「離脱」できない。適正な取扱いを受けること）

・なめらかなつながり＋社会的厚生／そこそこなめらかなつながり＋個人  
→「私が個人情報に関して考えていることとして、個人情報の取扱いには一種の、外部性、すなわち、その人自身だけで全て決められるような問題ではないという性質があるのではないかと考えております」。「コモンズのような共有地のような資源に個人情報の場合は当たるのではないかと考えています」（音無）

※個人情報保護法制と自己決定との関係について、音無の見解を批判的に捉えつつ、憲法学者・山田哲史も以下のように述べる。「本人の自己決定を実質化する枠組みとして個人情報保護法制はあると考えています。……公益による規律を行ったりするのは認めるのですが、根本的にはその背景には個人の自律がフィクションであれ置かれる必要があると思っています」。音無の理解に従うと「どこかにみんなが幸せになる答えを全部分かっている人がいて、その人に差配されるということになりかねないのが、非常に、違和感を持ってしまいます」。同じく憲法学者の小西葉子も「全面的に山田先生の意見と一致しているように思います」と述べている（音無知展ほか「（座談会）個人情報保護法3年ごと見直し論議をめぐって」JILISレポート7巻7号（2025年）。

# Q3 「哲学」的に何が対立しているのか？

○B・ラトウール、L・フロリディのネットワーク理論、“非”近代、アジア的

## —「近代」への評価

「近代」が前提としてきた(?)アトム的個人(個人/環境)

→量子論的個人、環境依存的、相互依存的.....

→アジア的なるもの(テクノアミニズムetc.)、「ケアの倫理」論、環境保護論(「植物の議会」)などとの合流

→万物の秩序のなかの個人

## ○再び思考実験へ—それでも「個人」か？

・特に「ケースB」を振り返る—「近代」か否か、「個人」か否か(個人vs.公共の福祉〔社会的厚生〕)

・個人情報3条の意味は？

3条：「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」

→令和4年「基本方針」：「法第3条は、個人情報プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下.....」

## ○対立しないもの(個人界/集合界)

→「本人の権利利益への直接の影響」が基本的には想定されないデータおよびデータの利活用(=集合界)。集合界におけるデータ利用は、原則として個人の権利利益(人格的利益)との対立が生じない(AI開発等のためのデータ利用、個人臭が脱臭された医療情報の利用等は、そもそも「個人か、全体か」で鋭い対立が生じない。

→個人界/集合界の区別がなされないままの議論は混乱を生じさせる